

対象となるかた	貝塚市での手続き	担当課等	新しい住所地での手続き
重度障害者医療証 をお持ちのかた	医療証をお返してください。	障害福祉課 本館1階 433-7012	転入先の担当課で届出をしてください。
身体障害者手帳・ 療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳 をお持ちのかた	特に手続きはありません。		転入先の担当課へ住所 変更の届出をしてください。
特別児童扶養手当 を受けているかた	届出が必要です。		転入先の担当課で届出を してください。
特別障害者手当・障害児 福祉手当・経過的福祉 手当を受けているかた	特に手続きはありません。		転入先の担当課で届出を してください。
自立支援医療 (精神通院)支給認定 を受けているかた	特に手続きはありません。		転入先の担当課で届出を してください。
障害福祉サービス を利用されているかた	障害福祉サービス受給者証を お返してください。		転入先の担当課で届出を してください。
介護保険要介護(要支援)認定 を受けているかた (介護保険のサービス 利用されていたかた)	介護保険被保険者証等をお返し ください。要介護(要支援)認定を もとに受給資格証明書を発行します。 介護保険施設等へ転出される時は 住所地特例適用となりますので、 届出が必要です。	高齢介護課 認定担当 本館1階 433-7041	受給資格証明書を持参し て、転入日から14日以内 に手続きをしてください。
介護保険要介護(要支援) を受けていないかた	介護保険被保険者証をお返し ください。		
後期高齢者医療被保険者証 または資格確認書 をお持ちのかた	後期高齢者医療被保険者証または 資格確認書をお返してください。 府外に転出される場合、負担区分証 明書の交付申請をしてください。	保険年金課 給付担当 本館1階 433-7273	負担区分証明書を提出 してください。
子ども・ひとり親家庭 医療証をお持ちのかた	届出が必要です。 医療証をお返してください。	子ども福祉課 本館2階 433-7021	転入先の担当課で制度の 案内を受けてください。
児童手当 を受けているかた	届出が必要です。		転入先の担当課へ15日 以内に申請してください。
児童扶養手当 を受けているかた	届出が必要です。 手当証書が必要です。		転入先の担当課で届出を してください。
留守家庭児童会 (仲よしホーム)に 入会しているかた	届出が必要です。	子育て支援課 本館2階 433-7024	転入先の担当課で案内を 受けてください。
保育所(園)・認定こども園 入所の児童がいるかた	利用施設に届出後、子育て支援課に 退所(園)届を提出してください。		転入先の担当課で案内を 受けてください。
私立幼稚園・認可外保育 施設を利用されているかた	届出が必要な場合がありますので子 育て支援課へご連絡ください。		転入先の担当課で案内を 受けてください。
障害児通所支援サービス を利用されているかた	障害児通所支援サービス受給者証を お返してください。	子ども相談課 保健福祉合同庁舎1階 433-7071	転入先の担当課で案内を 受けてください。
公立幼稚園の園児 がいるかた	幼稚園に退園届を提出してください。	各幼稚園	転入先の担当課で案内を 受けてください。
公立の小・中学校の 児童・生徒がいるかた	学校教育課で転学通知書を お渡しします。 現在の就学校で、教科書給与証明書 と在学証明書をもってください。	学校教育課 本館5階 433-7108	転入先の学校及び担当課 で案内を受けてください。
パートナーシップ宣誓制度で宣 誓書受領証の交付を受けたかた	双方が転出する場合、宣誓書受領証 をお返してください。	人権政策課 本館2階 433-7160	人権政策課までご連絡く ださい。